業務妨害等対応費用保険特約条項（神奈川県病院協会用）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
看護業務	次の①から⑤に掲げる業務をいいます。 ①　看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する業務 ②　准看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する業務 ③　保健師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する業務 ④　助産師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する業務 ⑤　身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対して行われる入浴、排せつ、食事その他の介護業務
業務妨害等対応費用保険契約	業務妨害等対応費用保険特約条項（神奈川県病院協会用）を付帯する保険契約をいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
業務	看護業務およびそれに付随する業務をいいます。
クレーム行為	暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為をいいます。
クレームコンシェル	当社が指定する、クレーム行為を解決するための窓口をいいます。
継続契約	業務妨害等対応費用保険契約の保険期間の終了時(注)を保険期間の開始時とする業務妨害等対応費用保険契約をいいます。 （注）　保険期間の終了時 その業務妨害等対応費用保険契約が保険期間終了時前に解除されていた場合は、その解除時をいいます。
初年度契約	継続契約以外の業務妨害等対応費用保険契約をいいます。
セクシャルハラスメント	次の①または②に掲げるものをいいます。 ①　次のアまたはイの行動または発言に服従させること。 ア．性的欲求に基づく要求、性的な関係の強要、必要なく身体にさわること、わいせつな図画を配布することその他類似の性的欲求に基づく行動または相手が性的嫌悪感を抱くような行動（以下「性的な行動」といいます。）をとること。 イ．性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布することその他類似の性的欲求に基づく発言または相手が性的嫌悪感を抱くような発言（以下「性的な内容の発言」といいます。）をすること。 ②　職務遂行を妨害する性的な行動をとることまたは性

	的な内容の発言をすること。
他人	記名被保険者以外の者をいいます。

第１条（事故の定義）

費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第１章当会社の支払責任第１条（保険金を支払う場合）の「偶然な事故」とは、記名被保険者が、記名被保険者の業務に関連して他人からクレーム行為による被害を被ったことをいいます。

第２条（損害の定義）

普通約款第１章当会社の支払責任第１条（保険金を支払う場合）の「損害」とは、記名被保険者がクレーム行為を解決するために、当会社を得て負担する次に掲げる費用のうち当社が認めたものをいいます。

名称	費用の内容
弁護士費用	記名被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用（注１）および偶然な事故に対応するために要した実費（注２）で、必要かつ有益な費用をいいます。なお、顧問料および日当は含みません。ただし、日本の国内法に基づき解決するクレーム行為に関するものにかぎります。 （注１）訴訟費用 調停、審判および抗告に要する費用を含みます。 （注２）実費 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用（注３）その他弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用をいいます。 （注３）調査費用 翻訳料、調査料等の費用をいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

(1)　当会社は、記名被保険者が保険期間中にクレーム行為による被害またはそのおそれについてクレームコンシェルまたは当会社に通知した場合に限り、生じた損害について保険金を支払います。

(2)　当会社は、第２条（損害の定義）(1)に規定する費用について、記名被保険者がクレーム行為を被り、解決が困難なものであるとして、記名被保険者がクレームコンシェルに支援を要請し、クレームコンシェルまたは当会社が妥当と判断した場合にかぎり、保険金を支払います。

第４条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第２条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由のほか、次の①から⑥に掲げる事由に対しては、保険金を支払いません。

①　この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理

的に推定される場合

② この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に記名被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合

③ 記名被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

④ クレーム行為を行った者に対して、記名被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害

⑤ クレーム行為を行った者に対して、記名被保険者の債権を回収することによって生じた損害

⑥ 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害（注）

（注）　賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害

記名被保険者の業務・行為により、法律上の賠償責任を記名被保険者が負担することによって被る損害を補償する、記名被保険者が補償を受けることが出来る保険契約により保険金が支払われる損害賠償金、権利保全行使費用、損害防止費用、争訟費用、協力費用、緊急措置費用またはこれらに類する損害をいいます。

第５条（責任の限度）

(1) １回の事故について、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

（第２条（損害の定義）(1)の損害額 － 保険証券記載の免責金額）× 保険証券記載の縮小支払割合

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社がこの保険契約で支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、保険証券記載の保険期間中の総支払限度額を限度とします。

(3) (1)に規定する「１回の事故」とは、事故が発生した時もしくは場所またはクレーム行為を行う者もしくは記名被保険者の数にかかわらず、同一の事由に起因するクレーム行為については、一連のクレーム行為による被害が複数の保険証券の保険期間に発生した場合であっても、これらクレーム行為による被害またはそのおそれについて当会社に最初に通知した時にすべて発生したものとみなし、その通知日に適用可能な保険証券に記載された支払限度額を適用します。ただし、記名被保険者が一連のクレーム行為による被害またはそのおそれについて、この保険契約の開始時より前に知ったときもしくは知ったと合理的に推定されるときは、知ったときもしくは知ったと合理的に推定されるときを事故日とみなし、この保険契約においては保険金を支払いません。

第６条（被保険者相互間の関係）

(1) 当会社は、この保険契約において、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定は、被保険者相互を他人とみなさずに適用するものとします。

(2) この保険契約が、次の①から③のすべてに該当する団体契約である場合は、団体契約の加入者（注）ごとに、(1)の規定を適用するものとします。

① 団体の代表者が保険契約者であること。

② 団体の構成員が記名被保険者であること。

③　１保険証券で契約された保険契約であること。

(3) (2)の場合においては、団体契約の加入者（注）ごとに、保険証券に記載された１事故保険金額を適用し、保険契約者単位で総保険金額の規定を適用するものとします。

(4) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に(1)から(3)と異なる規定がある場合は、その特約条項または他の追加条項の規定に従います。

（注）　団体契約の加入者
その団体の構成員として保険契約申込書等に明記された者をいいます。

第７条（保険金の請求）

この特約条項が付帯された普通約款において、普通約款第14条（保険金の請求）(2)③の書類とは、弁護士委任状をいいます。

第８条（普通約款との関係）

この特約条項に規定していない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。